

障精発0331第6号

平成22年 3月31日

各 都道府県
指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長

「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」の一部改正について

標記については、本日、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」（平成22年厚生労働省告示第138号）が公布され、平成22年4月1日より適用されることとなったところであるが、この実施に伴い、「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」（平成17年8月2日障精発第0802003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、貴管内市町村を含め関係者、関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

(新)	(旧)
<p>基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 施設基準</p> <p>通則 施設基準の届出に当たって、入院対象者の数及び看護要員の数等の取扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続の取扱いについて(平成22年3月5日保医発0305第2号)」別添2入院基本料等の施設基準等第2病院の入院基本料に関する施設基準4の例によること。</p> <p>1 入院対象者入院医学管理料</p> <p>(1) 入院対象者入院医学管理料に関する施設基準 (略)</p> <p>2 通院対象者通院医学管理料</p> <p>(1) 通院対象者通院医学管理料に関する施設基準</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 当該指定通院医療機関は、医療観察精神科デイ・ケア及び医療観察精神科訪問看護・指導を実施できる体制を整えているか、若しくはそのような他の指定通院医療機関との連携体制を有していること。また、通院対象者の急性増悪等による入院における診療に対処するため、当該指定通院医療機関の1つの精神病棟における常勤の看護師若しくは准看護師の数が、当該病棟の入院患者数の3若しくはその端数を増すごとに1以上であり、かつ、当該病棟の看護師の割合が4割以上であるか、又は前述と同等の機能を有する医療機関との連携体制を有していること。ただし、当該指定通院医療機関における精神障害を有する者に対する医療及び保護の体制、当該指定通院医療機関の管理運営の状況、当該指定通院医療機関の地域における役割等を勘案し指定通院医療機関として指定することが適当であると認められる医療機関については、この限りでないこと。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 医療観察精神科作業療法</p>	<p>基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 施設基準</p> <p>通則 施設基準の届出に当たって、入院対象者の数及び看護要員の数等の取扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続の取扱いについて(平成20年3月5日保医発第0305002号)」別添2入院基本料等の施設基準等第1病院の入院基本料に関する施設基準4の例によること。</p> <p>1 入院対象者入院医学管理料</p> <p>(1) 入院対象者入院医学管理料に関する施設基準 (略)</p> <p>2 通院対象者通院医学管理料</p> <p>(1) 通院対象者通院医学管理料に関する施設基準</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 当該指定通院医療機関は、医療観察精神科デイ・ケア及び医療観察精神科訪問看護・指導を実施できる体制を整えているか、若しくはそのような他の指定通院医療機関との連携体制を有していること。また、通院対象者の急性増悪等による入院における診療に対処するため、当該指定通院医療機関の1つの精神病棟における常勤の看護師若しくは准看護師の数が、当該病棟の入院患者数の数の3若しくはその端数を増すごとに1以上であり、かつ、当該病棟の看護師の割合が4割以上であるか、又は前述と同等の機能を有する医療機関との連携体制を有していること。ただし、当該指定通院医療機関における精神障害を有する者に対する医療及び保護の体制、当該指定通院医療機関の管理運営の状況、当該指定通院医療機関の地域における役割等を勘案し指定通院医療機関として指定することが適当であると認められる医療機関については、この限りでないこと。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 医療観察精神科作業療法</p>

(1) 医療観察精神科作業療法に関する施設基準

- ① (略)
- ② 患者数は、作業療法士1人に対して、1日50人を標準とすること。
- ③ 作業療法を行うためにふさわしい専用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、作業療法士1人に対して50平方メートルを基準とすること。なお、当該専用の施設は、精神科作業療法を実施している時間帯において「専用」ということであり、当該療法を実施する時間帯以外の時間帯において、他の用途に使用することは差し支えない。
- ④ 医療観察精神科作業療法を行うために必要な専用の器械・器具を対象者の状態と当該療法の目的に応じて具備すること。

代表的な諸活動：創作活動（手工芸、絵画、音楽等）日常生活活動（調理等）、通信・コミュニケーション・表現活動（パーソナルコンピュータ等によるものなど）、各種余暇・身体活動（ゲーム、スポーツ、園芸等）、職業関連活動等

(2) (略)
4～9 (略)

別添 (略)
様式1～2 (略)

(1) 医療観察精神科作業療法に関する施設基準

- ① (略)
- ② 患者数は、作業療法士1人に対して、1日75人を標準とすること。
- ③ 作業療法を行うためにふさわしい専用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、作業療法士1人に対して75平方メートルを基準とすること。
- ④ 医療観察精神科作業療法を行うために必要な専用の器械・器具を次のとおり具備すること。

作業名	器具等の基準 (例示)
手工芸	織機、編機、ミシン、ろくろ等
木工	作業台、塗装具、工具等
印刷	印刷機具、タイプライター等
日常生活動作	各種日常生活動作用設備
農耕又は園芸	農具又は園芸用具等

(2) (略)
4～9 (略)

別添 (略)
様式1～2 (略)

通院対象者通院医学管理料の施設基準に係る届出書添付書類

医療機関の概要	病床数	床					
	精神保健指定医	常勤	人	非常勤	人		
	看護師	常勤	人	非常勤	人		
	作業療法士	常勤	人	非常勤	人		
	精神保健福祉士	常勤	人	非常勤	人		
	臨床心理技術者	常勤	人	非常勤	人		
当該医療機関における精神科棟の入院基本料等の届出区分	精神科棟入院基本料	区分	1	2	3	4	5
		特別	()				
	特定入院料	区分	精神科救急入院料		1	2	
			精神科急性期治療病棟入院料		1	2	
			精神科救急・合併症入院料				
			精神療養病棟入院料				
当該施設基準を下回っている場合の連携医療機関	医療機関名	所在地	担当医師の氏名				
多職種チーム会議	開催予定回数 () 回/週・月・年	参加メンバー (氏名・職種)					
ケア会議	参加予定メンバー (氏名・職種)						
訪問看護の体制	担当医師数	人	看護師数	人	その他	人	
訪問看護の体制がない場合の連携体制	連携訪問看護ステーション名	所在地	看護師数	人			
精神科デイ・ケアの体制	医科診療報酬点数表による届出の有無	有・無					
精神科デイ・ケアの体制がない場合の連携体制	医療機関名	所在地	医科診療報酬点数表による届出の有無 有・無				
緊急時の連絡・対応方法							

注) 緊急時の連絡・対応方法についての患者等への説明文書の例等、参考書類を添付すること。

通院対象者通院医学管理料の施設基準に係る届出書添付書類

医療機関の概要	病床数	床							
	精神保健指定医	常勤	人	非常勤	人				
	看護師	常勤	人	非常勤	人				
	作業療法士	常勤	人	非常勤	人				
	精神保健福祉士	常勤	人	非常勤	人				
	臨床心理技術者	常勤	人	非常勤	人				
当該医療機関における精神科棟の入院基本料等の届出区分	精神科棟入院基本料	区分	1	2	3	4	5	6	7
		特別1	特別2						
	特定入院料	区分	精神科救急入院料						
			精神科急性期治療病棟入院料		1	2			
			精神療養病棟入院料		1	2			
当該施設基準を下回っている場合の連携医療機関	医療機関名	所在地	担当医師の氏名						
多職種チーム会議	開催予定回数 () 回/週・月・年	参加メンバー (氏名・職種)							
ケア会議	参加予定メンバー (氏名・職種)								
訪問看護の体制	担当医師数	人	看護師数	人	その他	人			
訪問看護の体制がない場合の連携体制	連携訪問看護ステーション名	所在地	看護師数	人					
精神科デイ・ケアの体制	医科診療報酬点数表による届出の有無	有・無							
精神科デイ・ケアの体制がない場合の連携体制	医療機関名	所在地	医科診療報酬点数表による届出の有無 有・無						
緊急時の連絡・対応方法									

注) 緊急時の連絡・対応方法についての患者等への説明文書の例等、参考書類を添付すること。

様式4～6 (略)

様式4～6 (略)

通院対象者社会復帰連携体制強化加算の施設基準に係る届出書添付資料

従 事 者 数	作業療法士	常 勤	専任	名	非 常 勤	専任	名	
			非専任	名		非専任	名	
	精神保健 福祉士	常 勤	専任	名	非 常 勤	専任	名	
			非専任	名		非専任	名	
	臨床心理 技術者等	常 勤	専任	名	非 常 勤	専任	名	
			非専任	名		非専任	名	
	過去3年間の 受入れ実績		・同時期に3名以上の受入れ実績について 受入れ時期 年 月 日 ~ 年 月 日					

通院対象者社会復帰連携体制強化加算の施設基準に係る届出書添付資料

従 事 者 数	作業療法士	常 勤	専任	名	非 常 勤	専任	名	
			非専任	名		非専任	名	
	精神保健 福祉士	常 勤	専任	名	非 常 勤	専任	名	
			非専任	名		非専任	名	
	臨床心理 技術者等	常 勤	専任	名	非 常 勤	専任	名	
			非専任	名		非専任	名	
	過去3年間の 受入れ実績		・同時期に3名以上の受入れ実績 <u>有</u> <u>無</u> ・受入れ時期 年 月 日 ~ 年 月 日					

様式 8 (略)

様式 8 (略)

(参考：改正後全文)

障精発第0802003号
平成17年8月2日

一部改正
障精発第1116003号
平成17年11月16日

一部改正
障精発第0331003号
平成20年3月31日

一部改正
障精発第0331001号
平成21年3月31日

一部改正
障精発0331第6号
平成22年3月31日

各 都道府県 精神保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長

基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱い
について

標記については、本日「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法（平成17年厚生労働省告示第365号）が公布され、本日から適用されることとなったところであるが、指定医療機関からの届出を受理する際の留意事項は下記のとおりであるので、貴管内市町村を含め関係者、関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

第1 届出に関する手続

1 各施設基準に係る届出を行おうとする指定医療機関の開設者は、当該指定医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長に対して、別添の当該施設基準に係る届出書を正副2通提出するものであること。

2 届出書の提出があった場合は、届出書を基に、「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等入院料等の施設基準」（平成17年厚生労働省告示第366号）及び本通知に規定する基準に適合するか否かについて要件の審査を行い、記載事項等を確認した上で受理又は不受理を決定するものであること。また、補正が必要な場合は適宜補正を求めるものとする。

なお、この要件審査に要する時間は原則として2週間以内を標準とし、遅くとも概ね1ヶ月以内（提出者の補正に要する期間は除く。）とするものであること。

3 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準に係る届出を行う指定医療機関が、当該届出を行う前6ヶ月間において、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「法」という。）第85条第1項、健康保険法（大正11年法律第70号）第78条第1項（同項を準用する場合も含む。）及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第31条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬に関し、不正又は不当な行為が認められた保険医療機関である場合にあっては、当該届出の受理は行わないものであること。

なお、「診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた場合」とは、「保険医療機関及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日保発第117号厚生省保険局長通知）に規定する監査要綱に基づき、戒告若しくは注意又はその他の処分を受けた場合をいうものとする。

4 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、当該指定医療機関の所在する都道府県にある社会保険診療報酬支払基金支部に対して受理番号を付して通知するものであること。

入院対象者入院医学管理料	(入処医管) 第〇〇号
通院対象者通院医学管理料	(通処医管) 第〇〇号
通院対象者社会復帰連携体制強化加算	(通社連強) 第〇〇号
医療観察精神科作業療法	(医精神作業) 第〇〇号
医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」	(医精ショ大) 第〇〇号
医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」	(医精ショ小) 第〇〇号
医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」	(医精デイ大) 第〇〇号
医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」	(医精デイ小) 第〇〇号
医療観察精神科ナイト・ケア	(医精ナイト) 第〇〇号
医療観察精神科デイ・ナイト・ケア	(医デイナイ) 第〇〇号

5 要件審査を終え、届出を受理した場合は、届出日に遡って算定することができ

るものとする。

- 6 届出の不受理の決定を行った場合は、速やかにその旨を提出者に対して通知するものであること。

第2 届出受理後の措置

- 1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、指定医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。次に掲げる事項についての一時的な変動については、この限りではないこと。
 - (1) 医師と法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により入院している者（以下「入院対象者」という。）の比率については、歴月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
 - (2) 看護師と入院対象者の比率については、歴月で1か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
 - (3) 作業療法士、精神保健福祉士及び心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う能力を有すると認められる者（以下「臨床心理技術者」という。）と入院対象者の比率については、歴月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
- 2 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準に適合しないことが判明し、所要の指導の上なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となるものであるが、その際には指定医療機関に弁明を行う機会を与えるものとする。
- 3 届出事項については、地方厚生局において閲覧に供するとともに、指定医療機関においても院内の見やすい場所に届出内容の掲示を行うよう指導するものであること。

第3 施設基準

通則 施設基準の届出に当たって、入院対象者の数及び看護要員の数等の取扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成22年3月5日保医発0305第2号）」別添2入院基本料等の施設基準等第2病院の入院基本料に関する施設基準4の例によること。

1 入院対象者入院医学管理料

(1) 入院対象者入院医学管理料に関する施設基準

- ① 当該指定入院医療機関の専ら入院対象者に医療を実施するための病棟に係る病床は全て個室で、床面積は10平方メートル以上であり、以下に掲げる施設を有していることを標準とする。ただし、病院の病棟の一部であって、法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者であって集中的な治療を要する者を入院させるための精神病床（14床を超えないものに限る。）により構成される病棟（以下「小規格病棟」という。）にあつてはこの限りでない。

ア 2カ所以上の診察室

- イ 酸素吸入装置・吸引装置等を有する処置室
 - ウ 床面積10平方メートル以上の保護室
 - エ 集団精神療法室、作業療法室
 - オ 入院対象者が使用できる談話室、食堂、面会室、浴室及び公衆電話
- ② 当該指定入院医療機関には、医療の質を確保するため、「新病棟外部評価会議」、「新病棟運営会議」、「新病棟倫理会議」、「新病棟治療評価会議」及び「地域連携を確保するための会議」が設置され、定期的に行われていること。
 - ③ 緊急時の対応のため、「事故・火災発生対応マニュアル」及び「無断退去等対応マニュアル」が整備されていること。
 - ④ 無断退去を防止するため、安全管理体制が整備されていること。
 - ⑤ 当該入院医学管理の実施等については、「指定入院医療機関運営ガイドライン」(平成17年7月14日障精発第0714001号)を参考とすること。
 - ⑥ 病院の病棟の一部に小規格病棟を有している場合においては、小規格病棟に勤務する常勤看護師として、当該小規格病棟の入院対象者の数に1.3を乗じた数以上を配置すること。なお、当該常勤看護師については当該医療機関の病棟における小規格病棟以外の部分に係る看護職員として算定してはならないこと。

(例) 60床からなる精神病棟入院基本料3の届出を行っている病棟の場合

i. 小規格病棟を有さない場合

(a) 元来の看護職員の最小必要員数

$$60人 \times 1/3 = 20人$$

(b) 元来の看護職員の最小必要員数(精神病棟入院基本料3は、看護職員のうち看護師40%以上が基準)

$$20人 \times 40\% = 8人$$

ii. 小規格病棟10床を設ける場合

(c) 小規格病棟に勤務する常勤看護師の数

$$10人 \times 1.3 = 13人$$

(d) (c)以外の看護職員の数

$$50人 \times 1/3 = 16.7人 \approx 17人$$

(e) 看護職員の合計必要数

$$13人 + 17人 = 30人$$

(f) 看護師の最小必要員数

$$17人 \times 40\% + 13人 = 19.8人 \approx 20人$$

- ⑦ 100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院において、当該病棟における常勤の作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計が1に当該病棟の入院対象者の数が5又はその端数を増すごとに1を加えた数に満たない場合にあつては、入院対象者の状態に応じた入院医学管理を行うにつき以下の体制を整備していること。

ア 重度の身体合併症を有する対象者については、他の診療科等と連携し、

精神障害の治療と相まって、身体合併症に対する適切な医療を提供できる体制を確保していること。

イ 重度の身体合併症を有さない対象者（治療により身体合併症が治療した者を含む。）については、当該対象者の社会復帰を促進するために適当な指定入院医療機関に当該対象者を転院させるための必要な連絡調整を行うなど、他の指定入院医療機関との綿密な連携を確保していること。

(2) 急性期入院対象者入院医学管理料の入院対象者

「入院処遇ガイドライン」(平成17年7月14日障精発第0714001号。以下「処遇ガイドライン」という。)に示される、「急性期の到達目標」の各項目を満たした又はそれに準ずる状態であると指定入院医療機関の新病棟運営会議において判断されたことがなく、かつ、入院後間もない期間であって、当該医療機関の管理者により、急性期における医療を提供する必要性があると認められた入院対象者であること。

(3) 回復期入院対象者入院医療管理料の入院対象者

処遇ガイドラインに示される、「急性期の到達目標」の各項目を満たした又はそれに準ずる状態であると指定入院医療機関の新病棟運営会議において判断され、指定入院医療機関の管理者により、回復期における医療を提供する必要性があると認められた入院対象者であること。

(4) 社会復帰期入院対象者入院医療管理料の入院対象者

処遇ガイドラインに示される、「回復期の到達目標」の各項目を満たし又はそれに準ずる状態であると指定入院医療機関の新病棟運営会議において判断され、指定入院医療機関の管理者により、社会復帰期における医療を提供する必要性があると認められた入院対象者であること。

(5) 急性期入院対象者入院医学管理料に係る施設基準

入院対象者の入院決定日を起算日として91日以上180日以内の期間であり、以下のいずれも満たしていること。

- ① 隔離又は身体拘束が行われている状況下で当該医療機関内に設置された行動制限最小化委員会による評価を受けてから7日以内であること。
- ② 入院対象者の同意によらない医療行為が行われている状況下で当該医療機関に設置された新病棟倫理会議による評価を受けてから7日以内であること。

(6) 届出に関する事項

入院対象者入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添の様式1及び様式1-2、当該病棟に従事する医師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を様式2を用いること。なお、注2に該当した場合についても同様式を用いて届け出ること。また、当該病棟の配置図及び平面図を添付すること。

2 通院対象者通院医学管理料

(1) 通院対象者通院医学管理料に関する施設基準

- ① 当該指定通院医療機関に、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者が1名以上配置されていること。
 - ② 当該指定通院医療機関には、医療の質を確保するため「多職種チーム会議」が設置され、定期的開催されていること。また、保護観察所が設置する「ケア会議」に参加し、処遇の実施計画に協力するなど緊密な連携体制が整備されていること。
 - ③ 法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定を受けた対象者（以下「通院対象者」という。）の病状急変等により、通院対象者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められた場合に常時対応できる体制があること。
 - ④ 当該指定通院医療機関は、医療観察精神科デイ・ケア及び医療観察精神科訪問看護・指導を実施できる体制を整えているか、若しくはそのような他の指定通院医療機関との連携体制を有していること。また、通院対象者の急性増悪等による入院における診療に対処するため、当該指定通院医療機関の1つの精神病棟における常勤の看護師若しくは准看護師の数が、当該病棟の入院患者数の3若しくはその端数を増すごとに1以上であり、かつ、当該病棟の看護師の割合が4割以上であるか、又は前述と同等の機能を有する医療機関との連携体制を有していること。ただし、当該指定通院医療機関における精神障害を有する者に対する医療及び保護の体制、当該指定通院医療機関の管理運営の状況、当該指定通院医療機関の地域における役割等を勘案し指定通院医療機関として指定することが適当であると認められる医療機関については、この限りでないこと。
 - ⑤ 通院医学管理の実施等については、「指定通院医療機関運営ガイドライン」（平成17年7月14日障精発第0714001号）を参考とすること。
- (2) 通院対象者社会復帰連携体制強化加算に関する施設基準
- ① 「通院対象者を常時3名以上受け入れる体制を確保していること」とは、過去3年間において同時期に、通院対象者を3名以上受入れた実績があり、かつ、地方厚生局等からの受入れに関する協力要請があった時点において、現に受入れている通院対象者が3名に満たない場合に、受け入れ要請に応じることができる体制であること。
なお、地方厚生局等からの受入れに関する協力要請があった時点において、現に受入れている通院対象者が3名以上の場合にあっても、できるかぎり受け入れ要請に応じることが望ましい。
 - ② 当該指定通院医療機関に専任の作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者を2名以上配置していること。
- (3) 届出に関する事項
- 通院対象者通院医学管理料の施設基準に係る届出は、別添の様式3を、通院対象者社会復帰連携体制強化加算の施設基準に係る届出は様式7を、当該治療に従事する作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専任・非専任の別）及び勤務時間に係る届出は様式8をそ

れぞれ用いること。

3 医療観察精神科作業療法

(1) 医療観察精神科作業療法に関する施設基準

- ① 作業療法士は、専従者として最低1人が必要であること。
- ② 患者数は、作業療法士1人に対して、1日50人を標準とすること。
- ③ 作業療法を行うためにふさわしい専用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、作業療法士1人に対して50平方メートルを基準とすること。
なお、当該専用の施設は、精神科作業療法を実施している時間帯において「専用」ということであり、当該療法を実施する時間帯以外の時間帯において、他の用途に使用することは差し支えない。
- ④ 医療観察精神科作業療法を行うために必要な専用の器械・器具を対象者の状態と当該療法の目的に応じて具備すること。

代表的な諸活動：創作活動（手工芸、絵画、音楽等）日常生活活動（調理等）、通信・コミュニケーション・表現活動（パーソナルコンピュータ等によるものなど）、各種余暇・身体活動（ゲーム、スポーツ、園芸等）、職業関連活動等

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科作業療法の施設基準に係る届出は別添の様式4を、当該治療に従事する作業療法士の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間に係る届出は様式6をそれぞれ用いること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

4 医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」

(1) 医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」に関する施設基準

- ① 医療観察精神科ショート・ケアであって大規模なものを実施するに当たっては、その従事者及び1日当たり患者数の限度が次のいずれかであること。
ア 精神科の医師及び専従する3人の従事者（作業療法士又は精神科ショート・ケア若しくは精神科デイ・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師1人、臨床心理技術者、精神保健福祉士のいずれか1人を含む。）の4人で構成される場合にあつては、患者数は、当該従事者4人に対して1回50人を限度とすること。
イ アに規定する4人で構成される従事者に、更に、精神科医師1人及びアに規定する精神科医師以外の従事者1人を加えて、6人で従事者を構成する場合にあつては、患者数は、当該従事者6人に対して1回70人を限度とすること。
- ② 医療観察精神科ショート・ケアを行うにふさわしい専用の施設（広さ60平方メートル以上とし、かつ、患者1人当たりの面積は4.0平方メートルを標準とする。）又は同等の面積を有する医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の

施設を有すること。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式5を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間に係る届出については様式6をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

5 医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」

(1) 医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」に関する施設基準

① 精神科医師及び専従する1人の従事者（看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれか1人）の2人で構成される場合には、患者数は、当該従事者2人に対しては1回20人を限度とすること。なお、看護師は精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケアの経験を有していることが望ましい。

② 医療観察精神科ショート・ケアを行うにふさわしい専用の施設（広さ30平方メートル以上とし、患者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とする。）又は同等の面積を有する医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有すること。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式5を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間に係る届出については様式6をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

6 医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」

(1) 医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」に関する施設基準

① 医療観察精神科デイ・ケアであって大規模なものを実施するに当たっては、その従事者及び1日当たり患者数の限度が次のいずれかであること。

ア 精神科医師及び専従する3人の従事者（作業療法士又は精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師1人及び臨床心理技術者又は精神保健福祉士のいずれか1人）の4人で構

成される場合にあつては、患者数は、当該従事者4人に対して1日50人を限度とすること。

イ アに規定する4人の従事者に、更に、精神科医師1人及びアに規定する精神科医師以外の従事者1人を加えて、6人で従事者を構成する場合にあつては、患者数は、当該従事者6人に対して1日70人を限度とすること。

② 医療観察精神科デイ・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、60平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は4.0平方メートルを標準とすること。

③ なお、医療観察精神科デイ・ケアと医療観察精神科ナイト・ケアを同一施設で実施する指定医療機関にあつては、両者を同一時間帯に混在して実施してはならない。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式5を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間に係る届出については様式6をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

7 医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」

(1) 医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」に関する施設基準

① 精神科医師及び専従する2人の従事者（作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者等のいずれか1人、看護師1人）の3人で構成される場合には、患者数は、当該従事者3人に対しては1日30人を限度とすること。

なお、看護師は精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケアの経験を有していることが望ましい。

② 医療観察精神科デイ・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とすること。

③ なお、医療観察精神科デイ・ケアと医療観察精神科ナイト・ケアを同一施設で実施する指定医療機関にあつては、両者を同一時間帯に混在して実施してはならない。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」の施設基準に係る届出について

は別添の様式5を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間に係る届出については様式6をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

8 医療観察精神科ナイト・ケア

(1) 医療観察精神科ナイト・ケアに関する施設基準

- ① 精神科医師及び専従する2人の従事者（作業療法士又は精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人及び看護師又は精神保健福祉士若しくは臨床心理技術者等のいずれか1人）の3人で構成される場合には、患者数は、当該従事者3人に対して、1日20人を限度とすること。
- ② 医療観察精神科ナイト・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科デイ・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とすること。
- ③ なお、医療観察精神科デイ・ケアと医療観察精神科ナイト・ケアを同一施設で実施する指定医療機関にあっては、両者を同一時間帯に混在して実施してはならない。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科ナイト・ケアの施設基準に係る届出については別添の様式5を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間に係る届出については様式6をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

9 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア

(1) 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアに関する施設基準

- ① 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアを実施するに当たっては、その従事者及び1日当たり患者数の限度が次のいずれかであること。
 - ア 精神科医師及び専従する2人の従事者（作業療法士又は精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人及び看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者又は栄養士のいずれか1人）の3人で構成する場合

にあつては、患者数が当該従事者3人に対して1日30人を限度とすること。

イ 精神科医師及び専従する3人の従事者（作業療法士又は精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師又は准看護師のいずれか1人及び精神科ソーシャルワーカー、臨床心理技術者又は栄養士のいずれか1人）の4人で構成する場合にあつては、患者数は、当該従事者4人に対して、1日50人を限度とすること。

ウ イに規定する4人に、イに規定する精神科医師以外の従事者2人を加えて、6人で従事者を構成する場合にあつては、患者数は、当該従事者6人に対して、1日70人を限度とすること。ただし、イにおいていずれか1人と規定されている従事者の区分ごとに同一区分の従事者が2人を超えないこと。

なお、看護師又は准看護師の代わりに、1名に限り、看護補助者をもって充てることができる。

② 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科デイ・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しているものであり、当該施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とすること。

なお、当該施設には調理設備を有することが望ましい。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科デイ・ナイト・ケアの施設基準に係る届出については別添の様式5を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間に係る届出については様式6をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

施設基準に係る届出書

届出番号	
------	--

(届出事項)

[] の施設基準に係る届出

当該届出を行う前6月間において、地方厚生局に対して、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第85条第1項、健康保険法第78条第1項及び老人保健法第31条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地
及び名称

開設者名

印

殿

備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 □には、適合する場合「√」を記入すること。

3 届出書は、正副2通提出のこと。

入院対象者入院医学管理料の施設基準に係る届出書添付書類

医療機関の概要	病床数	床			
	精神保健指定医	常勤	人	非常勤	人
	薬剤師	常勤	人	非常勤	人
当該病棟の概要	病床数	床			
	精神保健指定医	常勤	人	非常勤	人
	医師(精神科)	常勤	人	非常勤	人
	看護師	常勤	人	非常勤	人
	作業療法士 精神保健福祉士 臨床心理技術者	} 常勤	人	非常勤	人
当該病棟の構造設備	個室	室	床	1床当たり床面積	平方メートル
	診察室	室			
	処置室	室			
	常設されている装置・器具等の名称・台数等				
	保護室	室	床	1床当たり床面積	平方メートル
	集団精神療法室			平方メートル	
	作業療法室			平方メートル	
	談話室			平方メートル	
	食堂			平方メートル	浴室の有無 有・無
	面会室			平方メートル	公衆電話の有無 有・無
	会議の設置状況	別紙			
マニュアル関係	事故・火災発生対応マニュアルの有無		有・無		
	無断退去等対応マニュアルの有無		有・無		
当該病棟の安全管理体制	構造設備面				
	人員面				

注 1) 有無については、いずれかに○で囲むこと。

注 2) 当該病棟の安全管理体制については、具体的に講じている安全管理体制を記載すること。

(例：無断退去等を防止するため、モニター及び保安照明を設置 等)

入院対象者入院医学管理料の施設基準に係る届出書添付書類

会議名	会議メンバー等
<p>新病棟外部評価会議</p>	<p>開催予定回数 () 回/週・月・年</p> <p>参加メンバー (氏名・職種)</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>
<p>新病棟運営会議</p>	<p>開催予定回数 () 回/週・月・年</p> <p>参加メンバー (氏名・職種)</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>
<p>新病棟倫理会議</p>	<p>開催予定回数 () 回/週・月・年</p> <p>参加メンバー (氏名・職種)</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>
<p>新病棟治療評価会議</p>	<p>開催予定回数 () 回/週・月・年</p> <p>参加メンバー (氏名・職種)</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>
<p>地域連携を確保するための会議</p>	<p>開催予定回数 () 回/週・月・年</p> <p>参加メンバー (氏名・職種)</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>

入院対象者入院医学管理を行う精神病棟に勤務する従事者の名簿

No	職 種	氏 名	勤 務 の 態 様	勤 務 時 間	備 考
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従}		

注) 職種欄には、医師、看護師等と記入すること。

通院対象者通院医学管理料の施設基準に係る届出書添付書類

医療機関の概要	病床数	床					
	精神保健指定医	常勤	人	非常勤	人		
	看護師	常勤	人	非常勤	人		
	作業療法士	常勤	人	非常勤	人		
	精神保健福祉士	常勤	人	非常勤	人		
	臨床心理技術者	常勤	人	非常勤	人		
当該医療機関における精神病棟の入院基本料等の届出区分	精神病棟入院基本料	区分	1	2	3	4	5
		特別	()				
	特定入院料	区分	精神科救急入院料		1	2	
			精神科急性期治療病棟入院料		1	2	
			精神科救急・合併症入院料				
			精神療養病棟入院料				
当該施設基準を下回っている場合の連携医療機関	医療機関名	所在地	担当医師の氏名				
多職種チーム会議	開催予定回数 () 回/週・月・年 参加メンバー (氏名・職種)						
ケア会議	参加予定メンバー (氏名・職種)						
訪問看護の体制	担当医師数	人	看護師数	人	その他	人	
訪問看護の体制がない場合の連携体制	連携訪問看護ステーション名	所在地	看護師数 人				
精神科デイ・ケアの体制	医科診療報酬点数表による届出の有無 有・無						
精神科デイ・ケアの体制がない場合の連携体制	医療機関名	所在地	医科診療報酬点数表による届出の有無 有・無				
緊急時の連絡・対応方法							

注) 緊急時の連絡・対応方法についての患者等への説明文書の例等、参考書類を添付すること。

医療観察精神科作業療法の施設基準に係る届出書添付書類

当該療法に従事する作業療法士	常勤	専従	名	非常勤	専従	名	
		非専従	名		非専従	名	
専用施設の面積							平方メートル
当該療法を行うために必要な専用の器械・器具の一覧							
手工芸							
木工							
印刷							
日常生活動作							
農耕又は園芸							

医療観察精神科 [

] ケアの施設基準に係る届出書添付資料

従 事 者 数	医 師	常 勤	専 任	名	非 常 勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	作業療法士	常 勤	専 従	名	非 常 勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
	経験を有する 看護師	常 勤	専 従	名	非 常 勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
	看護師	常 勤	専 従	名	非 常 勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
	准看護師	常 勤	専 従	名	非 常 勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
	精神保健 福祉士	常 勤	専 従	名	非 常 勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
	臨床心理 技術者等	常 勤	専 従	名	非 常 勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
	栄 養 士	常 勤	専 従	名	非 常 勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
	看護補助者	常 勤	専 従	名	非 常 勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
専用施設の面積						平方メートル	
		患者1人当たり				平方メートル	

注1) [] 内には、ショート、デイ、ナイト又はデイ・ナイトと記入すること。

注2) 経験を有する看護師とは、精神科ショート・ケアにあつては精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケアの経験を、精神科デイ・ケアにあつては精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケアの経験を、精神科ナイト・ケアにあつては精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア又は精神科ナイト・ケアの経験を、精神科デイ・ナイト・ケアにあつては精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師をいう。

[] に勤務する従事者の名簿

No	職 種	氏 名	勤 務 の 態 様	勤 務 時 間	備 考
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	
			{ 常勤 非常勤	{ 専 従 非 専 従	

注) 職種欄には、医師、看護師等と記入すること。

通院対象者社会復帰連携体制強化加算の施設基準に係る届出書添付資料

従 事 者 数	作業療法士	常 勤	専 任	名	非 常 勤	専 任	名	
			非専任	名		非専任	名	
	精神保健 福祉士	常 勤	専 任	名	非 常 勤	専 任	名	
			非専任	名		非専任	名	
	臨床心理 技術者等	常 勤	専 任	名	非 常 勤	専 任	名	
			非専任	名		非専任	名	
	過去3年間の 受入れ実績		・同時期に3名以上の受入れ実績について 受入れ時期 年 月 日 ~ 年 月 日					

通院対象者社会復帰連携体制強化を行う精神病棟に勤務する従事者の名簿

No	職 種	氏 名	勤 務 の 態 様	勤 務 時 間	備 考
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専任 非専任}		

注) 職種欄には、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者と記入すること。